

二宮町税条例の一部を改正する条例の概要

1. 趣旨

地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

2. 内容

【軽自動車税の種別割の税率の改正】

軽自動車税の種別割の税率に関する規定のうち、現行のミニカー区分から三輪以上の特定小型原動機付自転車（いわゆる電動キックボード）が除外されたことに伴い、町条例においても改正するものです。

なお、今回ミニカー区分から除外された結果、当該特定小型原動機付自転車は税条例第28条第1号ア（原動機付自転車第一種）に該当することになります。【施行日：令和5年7月1日】

※本条例改正に伴い、特定小型原動機付自転車の様式に係る二宮町税条例施行規則の改正も行う予定です。

【軽自動車税の種別割のグリーン化特例の期限延長に係る改正】

電気自動車等を取得した場合における現行の軽課措置等について、適用期限が3年延長されたため、町条例においても改正するものです。

なお、軽減率25%の対象車両については、適用期限の延長は2年となります。

【軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減措置終了に係る改正】

新型コロナウイルス感染症の影響や経済の動向を勘案して設けられていた軽自動車税環境性能割の臨時的軽減措置が令和3年12月31日で終了したことに伴い、町条例においても非課税規定、税率の特例規定を削除する改正を行うものです。

【上記改正に伴う附則項番の整理】

本改正により、削除された項があるため、制定附則の項番の整理を行います。

特定小型原動機付自転車（電動キックボード）改正イメージ

二宮町税条例における現行の位置づけ

車種	区分	税額（円）
電動キックボード（2輪）	原動機付自転車（1種）	2,000
電動キックボード（3輪）	原動機付自転車（ミニカー）	3,700

改正後の位置づけ

車種	区分	税額（円）
電動キックボード （2輪、3輪）	原動機付自転車（1種）	2,000

軽自動車税（種別割）のグリーン化特例の延長について

現行

取得期限		令和4年4月1日～令和5年3月31日			
対象車両		区 分	軽減率	標準税率	軽減後税率
乗用車	自家用	電気軽自動車、天然ガス軽自動車	75% 軽減	10,800円	2,700円
	営業用	電気軽自動車、天然ガス軽自動車	75% 軽減	6,900円	1,800円
		①、②、③のいずれも満たす軽自動車 ①令和12年度燃費基準90%達成 ②令和2年度燃費基準達成 ③排出ガス基準低減達成（※）	50% 軽減	6,900円	3,500円
		①、②、③のいずれも満たす軽自動車 ①令和12年度燃費基準70%達成 ②令和2年度燃費基準達成 ③排出ガス基準低減達成（※）	25% 軽減	6,900円	5,200円
貨物車	自家用	電気軽自動車、天然ガス軽自動車	75% 軽減	5,000円	1,300円
	営業用	電気軽自動車、天然ガス軽自動車	75% 軽減	3,800円	1,000円

令和5年度税制改正による見直し

①税率を50%以上軽減する措置【3年延長】

取得期限		令和4年4月1日～令和8年3月31日			
対象車両		区 分	軽減率	標準税率	軽減後税率
乗用車	自家用	電気軽自動車、天然ガス軽自動車	75% 軽減	10,800円	2,700円
	営業用	電気軽自動車、天然ガス軽自動車	75% 軽減	6,900円	1,800円
		①、②、③のいずれも満たす軽自動車 ①令和12年度燃費基準90%達成 ②令和2年度燃費基準達成 ③排出ガス基準低減達成（※）	50% 軽減	6,900円	3,500円
貨物車	自家用	電気軽自動車、天然ガス軽自動車	75% 軽減	5,000円	1,300円
	営業用	電気軽自動車、天然ガス軽自動車	75% 軽減	3,800円	1,000円

②税率を25%軽減する措置【2年延長】

取得期間		令和4年4月1日～令和7年3月31日			
対象車両		区 分	軽減率	標準税率	軽減後税率
乗用車	営業用	①、②、③のいずれも満たす軽自動車 ①令和12年度燃費基準70%達成 ②令和2年度燃費基準達成 ③排出ガス基準低減達成（※）	25% 軽減	6,900円	5,200円